

# 医療税務

## つうしん

No.114

株式会社 ムトウ コンサルティング統括部  
 札幌市北区北11条西4丁目1番地 電話(直通)011-728-6114  
<https://www.wism-mutoh.jp/business/consulting/>  
 令和6年4月

### Q1

令和6年度の税制改正大綱で、賃上げ促進税制が強化されたと聞きましたが、どのように強化されたのでしょうか、改正のポイントを教えてください。

### A

#### ポイント

1. 今年度税制改正大綱で賃上げ促進税制について、大企業向けにはさらに高い賃上げ率の要件を創設し、常時使用従業員数2,000人以下の企業を中堅企業向けとして区分した。
2. 中小企業向けには、現行の要件・控除率を維持し、赤字企業に繰越控除制度を創設した。
3. 新たに、くるみん・えるぼし認定等を受けている企業に、税額控除率を上乗せした。

## 1 令和6年度税制改正大綱による賃上げ促進税制の大企業向け制度の見直し

(1) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について、全法人向けの措置（大企業向け）として、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

- ① 原則の（雇用者給与等支給増加額に対する）税額控除率を10%（現行：15%）に引き下げる。
- ② 税額控除率の上乗せ措置を次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。
  - イ 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合 税額控除率に5%（5%以上である場合 10%、7%以上である場合 15%）を加算する。
  - ロ 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 税額控除率に5%を加算する。
  - ハ プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合 税額控除率に5%を加算する。
- ③ 本措置の適用を受けるために「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等」を公表しなければならぬ者に、常時使用する従業員数が2,000人を超えるものを加え、また取引先に消費税の免税事業者が含まれることを明確化する。

(2) 中堅企業（常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの）向け措置の新設

- ① 中堅企業が、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除ができる措置を加える。
  - ② この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に15%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上であるときは、税額控除率に5%を加算し、当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はえるぼし認定（3段階目）を受けた事業年度であるときは、税額控除率に5%を加算する。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。
- (注) 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等をインターネットを利用して公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとする。

(3) 賃上げ促進税制（大企業・中堅企業向け）一覧

項目		改正前	改正後（※赤字箇所が改正部分）			
法人区分		大企業	大企業		中堅企業（新設）	
適用要件		継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times$ 1.03%				
税額控除率	継続雇用者の給与等の増加割合	3%以上	15%	10%	10%	
		4%以上		15%		
		5%以上	25%	20%	25%	
		7%以上		25%		
	上乗せ加算	教育訓練費の増加割合が20%以上	5%加算	教育訓練費の増加割合が10%以上かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	5%加算	同左
	—		以下のいずれか プラチナくるみん認定 プラチナえるぼし認定	5%加算	以下のいずれか プラチナくるみん認定 プラチナえるぼし認定 えるぼし認定（3段階目）	5%加算
最大控除率		30%	35%		35%	
控除限度額		適用年度の法人税額の20%を上限				
マルチステークホルダー方針の要件		資本金が10億円以上、かつ常時使用する従業員数が1,000人以上の法人①	①に加え、常時使用する従業員数が2,000人を超える法人を追加		①と同様	

## 2 令和6年度税制改正大綱による賃上げ促進税制の中小企業向け制度の見直し

(1) 中小企業向けの措置について、現行の賃上げ要件、税額控除率を維持しつつ、次の見直しを行い、控除限度超過額は5年間の繰越しができることとした上、その適用期限を3年延長する。

- イ 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に税額控除率に10%を加算する措置とする。

- ロ プラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている場合、又はくるみん認定若しくはえるぼし認定（2段階目以上）を受けている場合 税額控除率に5%を加算する。  
 (注) 繰越税額控除制度は、繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り、適用できることとする。

(2) 賃上げ促進税制(中小企業向け)一覧

項目		改正前	改正後(※赤字箇所が改正部分)
適用要件		雇用者給与等支給額≥雇用者比較給与等支給額×1.015%	
税額控除率	全雇用者給与等の増加割合	1.5%以上	15%
		2.5%以上	30%
	上乗せ加算	教育訓練費の増加割合が10%以上	教育訓練費の増加割合が5%以上かつ、教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上
		10%加算	10%加算
	最大控除率	40%	45%
控除限度額		適用年度の法人税額の20%を上限	
控除限度超過額の繰越		繰越不可	5年間の繰越可(繰越税額控除をする事業年度において、雇用者給与等支給額が前年度の雇用者給与等支給額を超える場合に限り)

Q2

今年、地域医療連携推進法人制度の見直しが行なわれると聞きましたが、いつから改正されるのですか。見直しの内容を教えてください。

A

ポイント

- 地域医療連携推進法人制度の見直しでは、個人立の医療機関・介護事業所の参加を可能とするとともに、外部監査や代表理事再任時の手続き等の要求水準が緩和されました。
- この法人制度は平成29年4月に施行され、これまでに34法人が設立されていますが、問題点も多く、厚労省によるアンケート調査や制度の見直し議論がされていました。

1 令和5年の医療法改正による地域医療連携推進法人制度の一部見直し

(1) 一部見直しの概要 施行日:令和6年4月1日

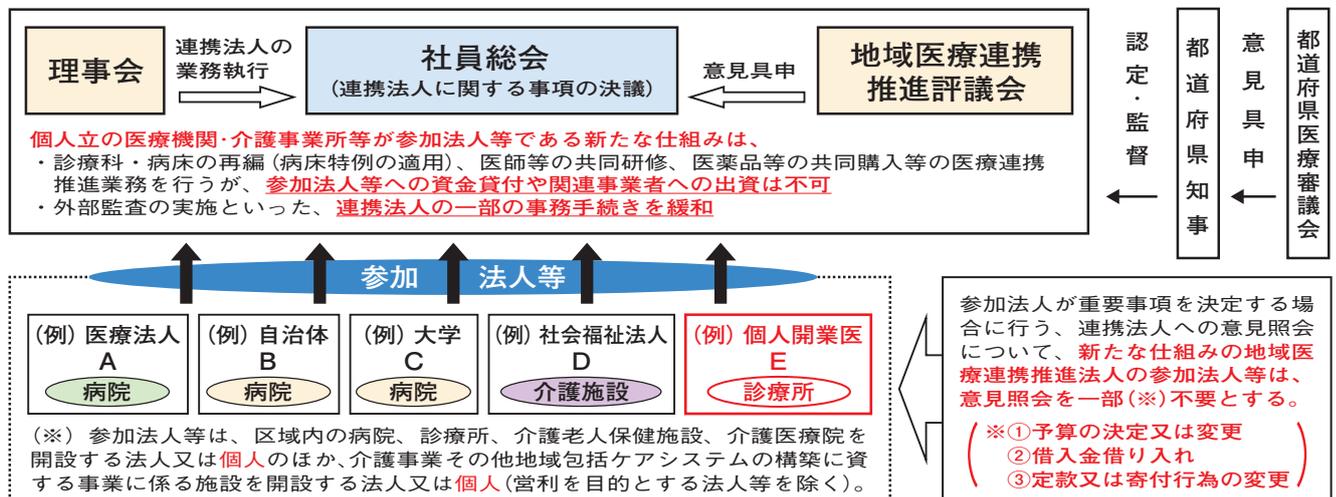
- 個人立医療機関・介護事業所等の参加を可能とする仕組みを導入
  - 個人立医療機関は個人用資産と医療用資産の分離が困難であること等に鑑み、カネの融通(「資金の貸付」「出資」)は不可(ヒト・モノのみ)とする。
  - カネの融通をしない場合には、公認会計士又は監査法人による外部監査を原則として不要とし、また、参加法人が重要事項を決定する場合の地域医療連携推進法人への意見照会のうち、一部を不要(※)とする。  
 (※)意見照会が不要となる事項は、①予算の決定又は変更、②借入金借り入れ、③定款又は寄付行為の変更。
- その他、事務負担の軽減のため、代表理事再任時の手続きを緩和
  - 具体的には、代表理事の選任時に求められる都道府県知事の認可及びその際の都道府県医療審議会への意見聴取を、再任時には不要とする。

(2) 厚生労働省のアンケート調査にみる地域医療連携推進法人の動きと法人制度の課題等

- 地域医療連携推進法人制度は、同法人を設立した参加法人等が地域で担う役割の方針(医療連携推進方針)を定め、同法人のリーダーシップにより参加法人間で病床の融通による配置の適正化、機能分担・業務の連携強化、医師の地域偏在是正、医療機器の共同利用、医療従事者の共同研修等を行うことによって、地域包括ケアシステムの構築、地域医療構想の実現に寄与しようとするものです。
- 同省が地域医療連携推進法人等を対象に令和3年12月から実施したアンケート調査によると質の高い研修の実施をメリットと挙げていた割合は過半数に上ったが、病床の融通を現在実施していると答えたのは3法人に過ぎず、医療機関や診療科の再編の実施はなく、医療連携推進方針の実行は今後実施予定のものが多かった。
- また、アンケートには現行制度の問題点として個人医療機関が参加できないこと、外部監査費用の負担が大きいこと、代表理事再任時等の事務手続きが非効率である等と回答していた。

2 地域医療連携推進法人の新たな仕組み

※赤字箇所が見直し前の制度との相違点



お問い合わせは **ムトウ** コンサルティング統括部 税理士・宮下へ 電話(直通) 011-728-6114

接遇などの教育・研修や病院機能評価の情報等はこちらに <https://www.wism-mutoh.jp/business/consulting/>